

一般事業主行動計画

SPP長崎エンジニアリング株式会社

従業員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、且つ仕事と子育てを両立させることができる働きやすい雇用環境整備を行うために次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2025年 4月 1日 ~ 2027年 3月31日まで の2年間

2. 内 容

目標 1 : 計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

- (1) 対象男性社員 : 取得率を80%
- (2) 対象女性社員 : 取得率を80%

(実施計画)

2025年 4月	育児休業取得が対象になる従業員全員に社内の育児休業制度全般について説明し、制度の理解を深める
2025年 随時	本人または配偶者が子を出生した従業員について育児休業取得の手続きについて制度や規定等具体的な説明を行い、育児休業取得を促進する
2026年度末	育児休業取得の実態を把握し、取得率を集計するとともに目標値を上回る対策を講じ、目標値を達成する

目標 2 : 出生時育児休業を取得する従業員全員が限度の28日間の取得

(実施計画)

2025年 4月	育児休業取得が対象になる従業員全員に社内の育児休業制度全般について説明し、制度の理解を深める
2025年 随時	配偶者が子を出生した従業員が出生時育児休業を取得する際に、業務課と所属する職場間で従業員が休業する期間の業務体制の調整を実施する
2025年 随時	出生児育児休業は、取得を希望する従業員全員が限の28日間取得できるようにする
2026年度中	出生時育児休業を取得する従業員全員が限度の28日間の取得実績を達成する

目標 3 : 年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間10日以上とする。

(実施計画)

2025年 4月	毎月の全社1人当たりの平均取得日数の推移を把握する
----------	---------------------------

2025年10月	毎月の取得日数のペースが低い部門の現状把握と改善点を検討する
2025年度末	全社平均で達成していても、達成していない部門がある場合は更なる次年度へ向けて達成するためのPDCAを実施する
2026年 随時	毎月の取得日数のペースが低い部門の現状把握と改善点を検討する
2026年度末	全社平均と各部門における平均での目標値を達成する

以上